

静岡市育児休業代替任期付職員（保健師）

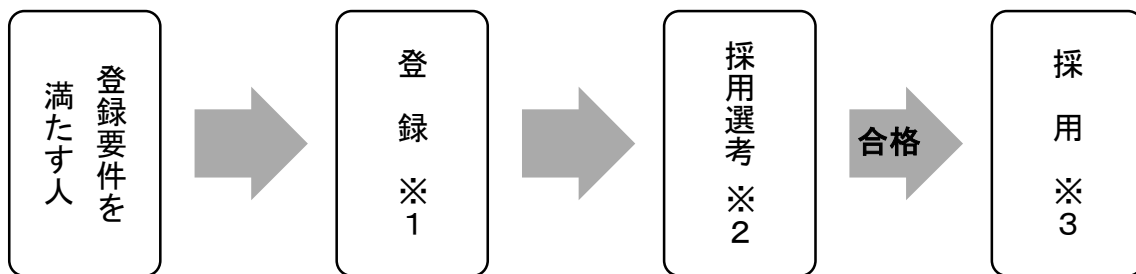
候補者登録案内

1 育児休業代替任期付職員（保健師）とは

育児休業代替任期付職員とは、一般の職員が育児休業を取得した際に、代替職員として勤務する職員です。候補者として登録している人の中から採用選考を実施し、合格した場合に採用されます。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、給与等）は、任期の定めがあること及び育児休業が取得できないことを除き、一般の職員と同様です。

なお、一般の職員としての採用に優先措置はありません。



※1 登録期間は3年間ですが、一般の職員（保健師）の育児休業が発生しない場合は採用されません。

※2 採用選考では、作文考査及び面接考査を行います。

選考の実施については、採用選考の対象となった方のみ通知します。

※3 任期は育児休業取得の期間に応じ、原則として、1年から3年までの間です。

なお、育児休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間の会計年度任用職員（パートタイマー）として任用する場合があります。

2 登録区分（職種）及び職務概要

育児休業代替任期付職員の登録区分と職務概要は次のとおりです。

登録区分（職種）	職務概要
免許資格職（保健師）	保健福祉に関する相談・指導、母子の健康診査・指導等

3 登録要件

次の要件をすべて満たす人のみ登録できます。

(1) 申込時点で必要な保健師の資格を有していること。

(2) 地方公務員法第 16 条に定められている次の各号のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない人については、就職が制限されていない残留資格の人のみ登録できます。

※ 年齢による登録の制限はありません。

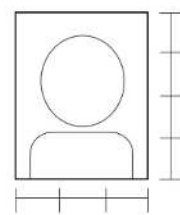
4 登録方法

登録申込受付期間	随時
登録申込方法	①簡易書留で郵送（封筒の表に「任期付登録申込書在中」と朱書） ※簡易書留以外で提出された場合の郵便事故については、一切責任を負いません。 ②電子申請：下記 URL もしくは二次元バーコードから申請フォームに入力してください。 URL ↓ https://logoform.jp/form/79j2/928564 二次元バーコード ↓ 
申込書の郵送先	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所 保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
提出書類	登録申込書 1 通、資格証の写し (ア) 必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (イ) 写真は、裏面に氏名を記入し、糊付けしてください。 ※電子申請の場合はフォームの中に資格証、写真を添付する項目があります。
登録決定通知書	申込受付後、内容を審査した後、登録決定通知書を郵送します。
登録期間	登録日より 3 年間

※申込書は、静岡市ホームページの「静岡市育児休業代替任期付職員（保健師）の候補者登録について」のページ（http://www.city.shizuoka.jp/695_000027.html）からダウンロードすることもできます。また、登録案内・申込書を郵送で請求する場合は、登録案内・申込書を請求する旨を書いたメモと返信用封筒（110 円切手を貼り、宛先を明記した長形 3 号封筒）を同封し、申込書の郵送先に郵送してください。

※申込みする本人の顔写真を添付してください。（正面、上半身、脱帽、縦横比 3：4（縦長）、提出日前 6 か月以内に撮影のもの、3MB 以内）

写真例 →



5 登録されてから採用まで

（１）採用選考

一般の職員の育児休業の発生が見込まれ、育児休業代替任期付職員の採用が必要となった場合に、登録者の中から採用選考を実施します。

採用選考の対象者となった方には、後日、電話等にて連絡します。

採用選考の内容は、次のとおりです。

登録区分（職種）	試験の内容	日程等
免許資格職（保健師）	作文考査及び面接考査	電話連絡等により調整

（２）採用

採用選考に合格した人は、一般の職員の育児休業開始後の毎月 1 日付けで採用されます。

※育児休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間の会計年度任用職員（パートタイマー）として任用する場合があります。

※登録要件を満たしていないこと又は登録申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

6 採用後

採用後は、一般の職員と同様の職務に従事します。

人事異動は、育児休業取得期間が短縮された場合や組織改変に伴うもの等に限定されます。

（１）給与

給与例：令和 6 年 4 月 1 日現在（地域手当含む。）

区分（最終学歴等）	職務経験	給与例
保健師（4 年制大学卒の場合）	なし	234,048 円

（注）給与は、職務経験年数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

また、上記例のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更する場合があります。

※産前産後休暇期間の会計年度任用職員（パートタイマー）として採用された場合の給与月額

週 31 時間（7 時間 45 分×4 日）の場合 給与月額 187,800 円

週 30 時間（6 時間×5 日）の場合 給与月額 181,700 円

（２）勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8 時 30 分から 17 時 15 分（休憩時間 60 分）です（配置先によっては異なる場合があります。）。

イ 本市規程により年次休暇や夏季休暇等の特別休暇が与えられます。

（３）服務等

育児休業代替任期付職員も一般職の地方公務員となり、地方公務員法の適用を受けます。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務等を遵守して公務にあたる必要があります。

（４）任期

一般の職員の育児休業の取得期間に応じて、採用時に、原則として 1 年から 3 年までの期間で任期が決定されます。

育児休業期間が延長された場合には、3 年までの範囲内で、当初に決定された任期が延長される場合があります。なお、育児休業期間が短縮された場合には、原則として、他の職場における育児休業代替任期付職員として異動することとなりますが、他の育児休業が見込まれない等の事情により、任期の継続が困難となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。